

府 食 第 1 9 号
令和 3 年 1 月 1 9 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋
(公 印 省 略)

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 2 年 3 月 17 日付け厚生労働省発生食 0317 第 1 号をもって厚生労働大臣から当委員会に意見を求められたバージニアマイシンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添 1 のとおりです。

また、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関連する意見・情報が別添 2 のとおり寄せられましたので、お伝えします。

記

バージニアマイシンの現行のリスク管理における体重（1 kg）当たり及び 1 日当たりの推定摂取量は、オーストラリア農薬・動物用医薬品局（APVMA）、欧州医薬品審査庁（EMA）及び米国食品医薬品庁（FDA）の ADI の値を超えないことから、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和 2 年 5 月 18 日動物用医薬品専門調査会及び令和 2 年 6 月 15 日肥料・飼料等専門調査会決定）の 3 の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

動物用医薬品評価書
バージニアマイシン

2021年1月

食品安全委員会

目次

	頁
○ 審議の経緯	2
○ 食品安全委員会委員名簿	2
○ 食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿	2
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見	3
1. 一般名及び構造	3
2. 用途	3
3. 使用目的	3
4. 海外評価状況	3
II. 食品健康影響評価	3
表 1 海外評価状況	5
・ 別紙：検査値等略称	6
・ 参照	7

〈審議の経緯〉

2020 年 3 月 17 日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発生食 0317 第 1 号）、関係資料の接受
2020 年 3 月 24 日 第 777 回食品安全委員会（要請事項説明）
2020 年 9 月 4 日 第 154 回肥料・飼料等専門調査会
2020 年 11 月 10 日 第 796 回食品安全委員会（報告）
2020 年 11 月 11 日 から 12 月 10 日まで 国民からの意見・情報の募集
2021 年 1 月 13 日 肥料・飼料等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
2021 年 1 月 19 日 第 803 回食品安全委員会
（同日付で厚生労働大臣に通知）

〈食品安全委員会委員名簿〉

（2018 年 7 月 1 日から）

佐藤 洋（委員長*）
山本 茂貴（委員長代理*）
川西 徹
吉田 緑
香西 みどり
堀口 逸子
吉田 充

*：2018 年 7 月 2 日から

〈食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿〉

（2020 年 4 月 1 日から）

今井 俊夫（座長）
山中 典子（座長代理）
新井 鐘蔵 佐々木 一昭
荒川 宜親 下位 香代子
井手 鉄哉 中山 裕之
今田 千秋 宮島 敦子
植田 富貴子 森田 健
川本 恵子 山口 裕子
代田 真理子 山田 雅巳
小林 健一

〈第 154 回肥料・飼料等専門調査会専門参考人名簿〉

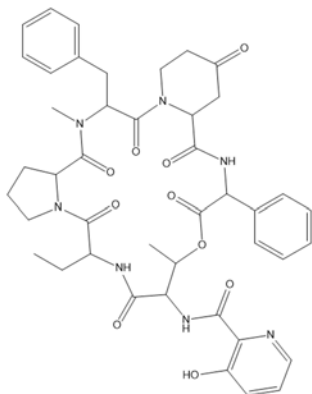
唐木 英明（公益財団法人食の安全・安心財団理事長）
吉田 敏則（東京農工大学農学部研究院動物生命科学部門准教授）

I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

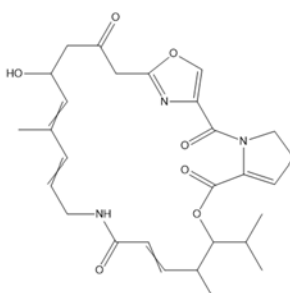
1. 一般名及び構造

一般名：バージニアマイシン

<構造>



バージニアマイシン S₁



バージニアマイシン M₁

2. 用途

動物用医薬品

3. 使用目的

抗生物質

4. 海外評価状況

表 1 参照

II. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項及び D 各条の項において残留基準（参照 1）が設定されているバージニアマイシンについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成 18 年 6 月 29 日食品安全委員会決定）の 2 の（2）の①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和 2 年 5 月 18 日動物用医薬品専門調査会及び令和 2 年 6 月 15 日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき、厚生労働省から提出された資料（参照 2）を用いて行った。

提出された資料によると、バージニアマイシンの ADI は APVMA により 0.2 mg/kg 体重/日、EMA により 0.02123 mg/kg 体重/日及び FDA により 0.25 mg/kg 体重/日と設定されている（参照 3、4、5）。また、現行のリスク管理における体重当たり及び 1 日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6 歳）で 0.0031 mg/kg 体重/日¹

¹ 平成 17 年～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書をもとにした TMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大 1 日摂取量）による。

(参照 6) とされている。

したがって、本成分の体重当たり及び 1 日当たりの推定摂取量は、当該 APVMA、EMA 及び FDA の ADI の値を超えないことから、バージニアマイシンは、評価の考え方の 3 の (1) に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

表 1 海外評価状況

評価機関 (評価年)	ADI (mg/kg 体重/日)	POD 等
APVMA (1988)	0.2	2 年間慢性毒性試験 (ラット) : 25 mg/kg 体重/日 (NOAEL) (参照 3)
EMA (2014)	0.02123	微生物学的 ADI $ADI = \frac{0.579^a \times 220^b}{0.1^c \times 60^d} = 0.02123 \text{ mg/kg 体重/日}$ a : MIC _{calc} : バージニアマイシンの MIC _{calc} より。最も関連性の高い属の平均 MIC ₅₀ の 90%信頼限界の下限より (µg/kg) b : ヒト結腸内容物の容積 (mL) c : 生物が利用可能な経口用量の分画 : バージニアマイシン S ₁ および M ₁ の投与量のそれぞれ最大 5.63%および 5.04%が認められたことから約 10%としている。 d : ヒトの体重 (kg) (参照 4)
FDA (1998)	0.25	6 か月間亜急性毒性試験 (イヌ) : 25 mg/kg 体重/日 (NOAEL) 安全係数 : 100 (参照 5)

<別紙：検査値等略称>

略称等	名称
ADI	許容一日摂取量：Acceptable Daily Intake
APVMA	オーストラリア農薬・動物用医薬品局：Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority
EMA	欧州医薬品庁：European Medicines Agency
FDA	米国食品医薬品庁：Food and Drug Administration
NOAEL	無毒性量：No-Observed-Adverse-Effect Level
MIC	最小発育阻止濃度：minimum inhibitory concentration
POD	Point of Departure

<参照>

1. 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日付、厚生省告示第 370 号）
2. 厚生労働省：バージニアマイシンに関する資料
3. APVMA:Acceptable Daily Intakes (ADI) for Agricultural and Veterinary Chemicals Used in Food Producing Crops or Animals, Edition 1/2017 current as of 31 March 2017
4. EMA：European public MRL assessment report (EPMAR) Virginiamycin (Poultry), EMA/CVMP/643658/2014, 8 September 2015
5. NADA：Animal & Veterinary, NADA 140-998 V-Max™ – original approval
6. 厚生労働省：バージニアマイシンの推定摂取量（令和 2 年 3 月 17 日付け）

バージニアマイシンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年11月11日～令和2年12月10日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	世界の潮流として、ヒトにおける危険な薬剤耐性微生物感染症の発症を助長を防ぐため、動物の成長を促進するための抗生物質の使用が各国にて禁止されていますが、今回バージニアマイシンを解禁した背景は、新型コロナウイルスワクチン入手に係る企業の影響でしょうか？	本評価は、動物用医薬品又は飼料添加物としての新規の使用及び食肉中の残留濃度の設定に関するものではなく、食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)第1食品の部A食品一般の成分規格の項及びD各条の項において残留基準が設定されているバージニアマイシンについて、現在実施されているリスク管理措置の妥当性について食品健康影響評価を実施したものです。 新型コロナウイルス感染症については、本評価と関係はありません。
2	・ 我が国で使用が認められている家畜用抗生物質の種類数、および我が国に輸入される際に残留が認められている抗生物質の種類数は正確に把握されているのでしょうか？それぞれの数字を御提示ください。 ・ 数多くの抗生物質に加えて、残留農薬や人工添加物も家畜に投与されていますが、家畜そのものへの悪影響はしっかり検証されているのでしょうか？また、こうした物質の複合影響、人体への長期蓄積効果などのリスクの安全性検証は済んでいるのでしょうか？	・ 国内で使用が認められている家畜用抗生物質の種類数については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。また、食品への残留基準については、リスク管理機関である厚生労働省にお問い合わせください。 ・ 動物用医薬品及び飼料添加物の投与による家畜に対する安全性については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。 ・ 今回の評価は、現行のリスク管理措置の妥当性に着目した形での評価要請があり、食品健康影響評価を行ったものです。 本成分が現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、本成分の食品を介したヒトの安全性は担保されていると考えます。 複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものではなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考え

		えています。 FAO/WHO では、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）や JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。
--	--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。